高知大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則

平成 26 年 3 月 26 日 規 則 第 109 号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学(以下「本学」という。)における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図るため、大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規則において「大学発ベンチャー」とは、次のいずれかに該当する法人をいう。
 - (1) 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて設立されたもの
 - (2) 本学の役職員又は学生を発明人とする特許を基に設立されたもの
 - (3) 本学の役職員又は学生(本学を退職、卒業又は修了(以下「退職等」という。)した者で、退職等から設立までの期間が3年以内の者を含む。)が設立者となるか、又は、その設立に深く関与して設立されるもので、本学における国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第5号に規定する業務の遂行に寄与するものとして本学が認めたもの

(認定の手続)

- 第3条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者は、別紙様式1による認定申請書に必要書類を添えて学長に提出するものとする。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、速やかに次世代地域創造センターに設置する運営 戦略室会議に審査を求め、その結果を経た上で役員会に諮り、認定すべきものと認めた場 合は、認定の決定を行うものとし、その結果を文書により申請者に通知するものとする。
- 3 次世代地域創造センター長は、前項の運営戦略室会議の審査にあたり、事前に外部有識者の意見を求めることができる。
- 4 第2項の運営戦略室会議において、次世代地域創造センター長が必要と認めた場合には 面接審査を行うことができる。

(申請の条件)

第4条 前条第1項の申請は、大学発ベンチャーの認定を受けようとする者が次の各号のい

ずれにも該当する場合に行うことができる。

- (1) 第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 本学の役職員が設立したものにあっては、国立大学法人高知大学職員の兼業に関する 規則その他本学における関係規則等に定める所要の手続、許可等が適正になされている こと。

(称号の授与)

- 第5条 学長は、第3条第2項により認定した大学発ベンチャー(以下「認定大学発ベンチャー」という。)に対し、別紙様式2による称号記により、「高知大学発ベンチャー」の称号を授与するものとする。
- 2 称号の有効期間は、授与した日から3年間とする。ただし、再申請を妨げない。 (本学の法的責任)
- 第6条 第3条第2項の認定及び前条第1項の称号の授与は、本学に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(認定大学発ベンチャーの責務)

- 第7条 認定大学発ベンチャーは、その取り扱う製造物等に、高知大学が製造者であると誤認されるような表示を行ってはならない。
- 2 認定大学発ベンチャーは、その取り扱う製造物等によって生じた損害を賠償するために 必要な保険契約を締結しなければならない。

(事業報告書等の提出)

- 第8条 認定大学発ベンチャーの代表者は、年度毎に適宜の様式により、事業報告書、収支 決算書及びその他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。
- 2 前項のほかに認定大学発ベンチャーが次の各号に掲げる適用を受けたときは、認定大学 発ベンチャーの代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
 - (1) 会社法 (平成 17 年法律第86号) に定める解散
 - (2) 破産法(平成16年法律第75号)に定める破産宣告
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続
- (5) 不正競争防止法 (平成5年法律第47号) に定める不正競争を行い、裁判によって同 法第21条に規定する刑が確定した場合

(認定の解除及び称号の返付)

- 第9条 認定大学発ベンチャーは、第3条第2項の認定の解除及び第5条第1項により授与 された称号の返付を申し出ることができる。
- 2 学長は、前項の申出を受けたときは、これを認めるものとする。

(認定及び称号の授与の取消し)

- 第10条 学長は、認定大学発ベンチャーが、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条 第2項の認定及び第5条第1項の称号の授与を取り消すことができる。
 - (1) 認定大学発ベンチャーの事業活動が第2条に掲げる大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
 - (2) 第8条第2項各号に規定する事項の適用を受けた場合
 - (3) 認定大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - (4) その他本学の不名誉となるおそれがある場合等で、大学発ベンチャーとして認定する こと及び「高知大学発ベンチャー」の称号を保持させることが適当でないと学長が認め る場合
- 2 前項による認定及び称号の授与の取消しを受けた者は、速やかに称号記を返付するもの とし、当該取消しを受けた日以降、高知大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を 事業に使用してはならない。

(認定大学発ベンチャーへの支援事業)

- 第11条 本学は、認定大学発ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない 範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。
 - (1) 事務室又は研究室として本学内の施設(以下「インキュベーション室」という。)を貸与すること。
 - (2) 貸与したインキュベーション室について、当該認定大学発ベンチャーの所在地とする 商業登記を認めること。
 - (3) 研究設備等の利用を許可すること。
- 2 前項による支援を行う期間は、設立後6年間を限度とする。

- 3 第1項各号に規定する支援を行うときは、本学における関係規則等によるものとする。
- 4 知的財産権についての支援の取扱については、高知大学技術移転規則第7条に基づくものとする。

(事務)

- 第12条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、研究国際部地域連携課が処理する。 (その他)
- 第13条 この規則に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項は、次世 代地域創造センター長が別に定める。

附則

この規則は、平成26年3月26日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第114号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年 9 月 26 日規則第 44 号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和3年9月10日規則第20号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

高知大学発ベンチャー認定申請書

高 知 大 学 長 殿

所 属 職 名 氏 名 (大学発ベンチャーの代表者)

会社名 職 名

(役職員申請者)

氏 名

下記のとおり大学発ベンチャーの認定を申請します。

なお、認定の上は、高知大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則その他の諸規 則を遵守することを誓約します。

また、称号の使用及びその取消し後において、万一当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合においても、当方で処理し、貴学及びその関係者に損害賠償の請求は、一切行いません。

記

 企業名 		
② 所在地		〒
③ 代表者名		
④ 代表者区分		
⑤ 連絡先 (電話番号及び E-mail)		
⑥ 事業開始日等	事業開始日	
	設立日	
	事業開始予定日	
⑦ 分野		
⑧ 資本の額(又は出資の総額)		
⑨ 常時使用従業員数		
⑩ 事業の形態		
① 事業の概要		
⑫ 事業化しようとする研究成果の概要		
③ ベンチャー設立形態		

⑭ 高知大学の研究成果であることの説明	
(関連する研究者名等)	
⑤ 高知大学において事業化を行う必要理由	

- 1 各項目の記入要領
- (1) ④「代表者の区分」については、以下の中から選択して記入すること。 役職員、学生、第三者
- (2) ⑥「事業開始日」とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めた日をいう。
- (3) ⑦「分野」は、以下の中から選択して記入すること。IT(ソフト、ハード)、バイオ・医療、環境、素材・材料、機械・装置、その他
- (4) ⑩「事業の形態」は、その種類を以下の例を参考として記入すること。
 - 例) 株式会社、合同会社(LLC)、有限責任事業組合(LLP)等
- (5) ⑬「ベンチャー設立形態」については、以下の中から選択して記入すること。 ア 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて設立されたもの
 - イ 本学の役職員又は学生を発明人とする特許を基に設立されたもの
 - ウ 本学の役職員又は学生(本学を退職、卒業又は修了(以下「退職等」という。) した者で、退職等から設立までの期間が3年以内の者を含む。)が設立者となるか、 又は、その設立に深く関与して設立されるもの
- (6) ⑭「高知大学の研究成果であることの説明」には、例えば、特許権の場合は発明者と その所属を記入すること。

2 添付資料

- a 法人について確認できる書類(登記の写し)
- b 定款、寄付行為、規則又は規約の写し
- c会社概要、組織図
- d 事業報告書・収支決算書(設立後の期間が短い場合は計画書等)
- e 暴力団排除に関する誓約書(別紙)

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

様 高知大学長

> (大学発ベンチャーの代表者) 会社名 職名

氏 名

下記事項について、誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、認定の取り消し等の高知大学が行う一 切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

記

次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはあり ません。

- (1) 高知県暴力団排除条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。
- (2) 暴力団である。
- (3)役員等(代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下 同じ。)が暴力団員等に該当する。
- (4) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇 用している。
- (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。
- (6) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害 を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している。
- (7) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、 金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力 団の維持又は運営に協力し、又は関与している。
- (8) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与してい ると認められる業者であることを知りながら、これを利用している。
- (9) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与 していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している。
- (10)(2)から(9)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的 に非難されるべき関係を有している。

第 号

称 号 記

大学発ベンチャー 名 称 代 表 者

期間 年月日~ 年月日

高知大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則に基づき高知大学発ベンチャーの称 号を授与します

年 月 日

国立大学法人高知大学長